

A.私有林（ⅡB 様式）

a.伐採前の手続き

ⅡB 様式を用いて私有林の木材の生産を州政府に申請する土地所有者は、ⅡB 様式による申請書の作成、伐採対象の土地所有権の証明並びに請負業者との木材輸送及び廃材処理契約の締結を行わなければならない。

ⅡB 様式による申請書は、林地が所在する地域の営林署長宛に行う。

土地所有者による土地所有権の証明は、土地所有証明書、地権者確認書又は土地取得代金領収書により行い、これらの写しを林地が所在する地域の営林署長に送付する。

土地所有者から土地所有権を証明する書類を受付けた営林署長は、土地所有権の確認を行う。営林署長は、書類で土地所有権の確認をした後に、土地所有者からのⅡB 様式による申請書を受付け、申請があった林地において目視による木材蓄積量の算定及び境界を示す石製測量杭の確認を行う。営林署長は現場確認により適正が確認できたときに承認報告書を作成し、森林局長に報告書を提出する。土地所有者は、営林署長が森林局長に承認報告書を提出すると伐採が行える。

b.伐採後の手続き

伐採を終えた土地所有者は、ロイヤリティを支払い、そして伐採した木材の販売又は廃棄をしなければならない。そのためには、林地が所在する地域の営林署長に対してⅡB 様式による申請書を提出する。

土地所有者からの申請を受け付けた営林署長は、伐採地で伐採面積を測定するとともにロイヤリティ算定のために伐採した丸太の検量を行い、その結果を報告書にとりまとめて森林局長に提出する。

報告書を受領した森林局長は、営林署長が作成した報告書を森林局森林資源経営部に回付する。

森林局長から回付された報告書を受領した森林資源経営部は、報告書に記載されている丸太生産量が伐採面積に応じた量であることを審査し、推奨事項書を作成して森林局長に提出する。

森林局長は、営林署長が土地所有者による伐採が行われる前に作成し森林局長に提出した承認報告書及び伐採後の手続きを経て森林資源経営部が森林局長に提出した承認書を審査し、これらが適正であると判断したときは承認書を森林資源経営部に発行する。

森林局長から承認書を受領した森林資源経営部は、土地所有者に木材の移動を許可するための木材移動許可書を発行するよう営林署の森林監督官又は森林局職員に命じ、森林監督官又は森林局職員は土地所有者に移動許可書とともに、木材の所有権の移転及び廃棄を許可する木材除却許可書を発行する。

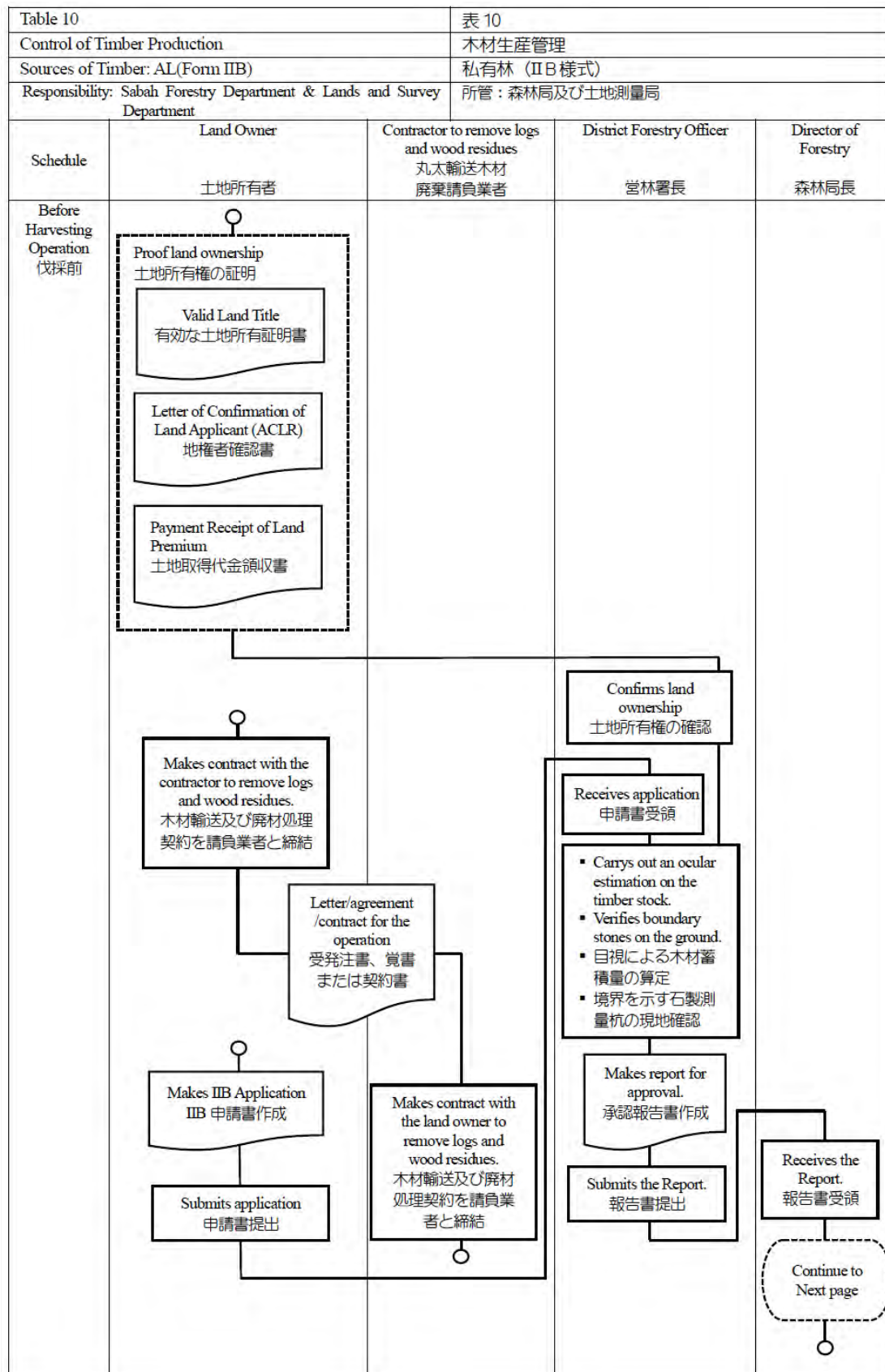
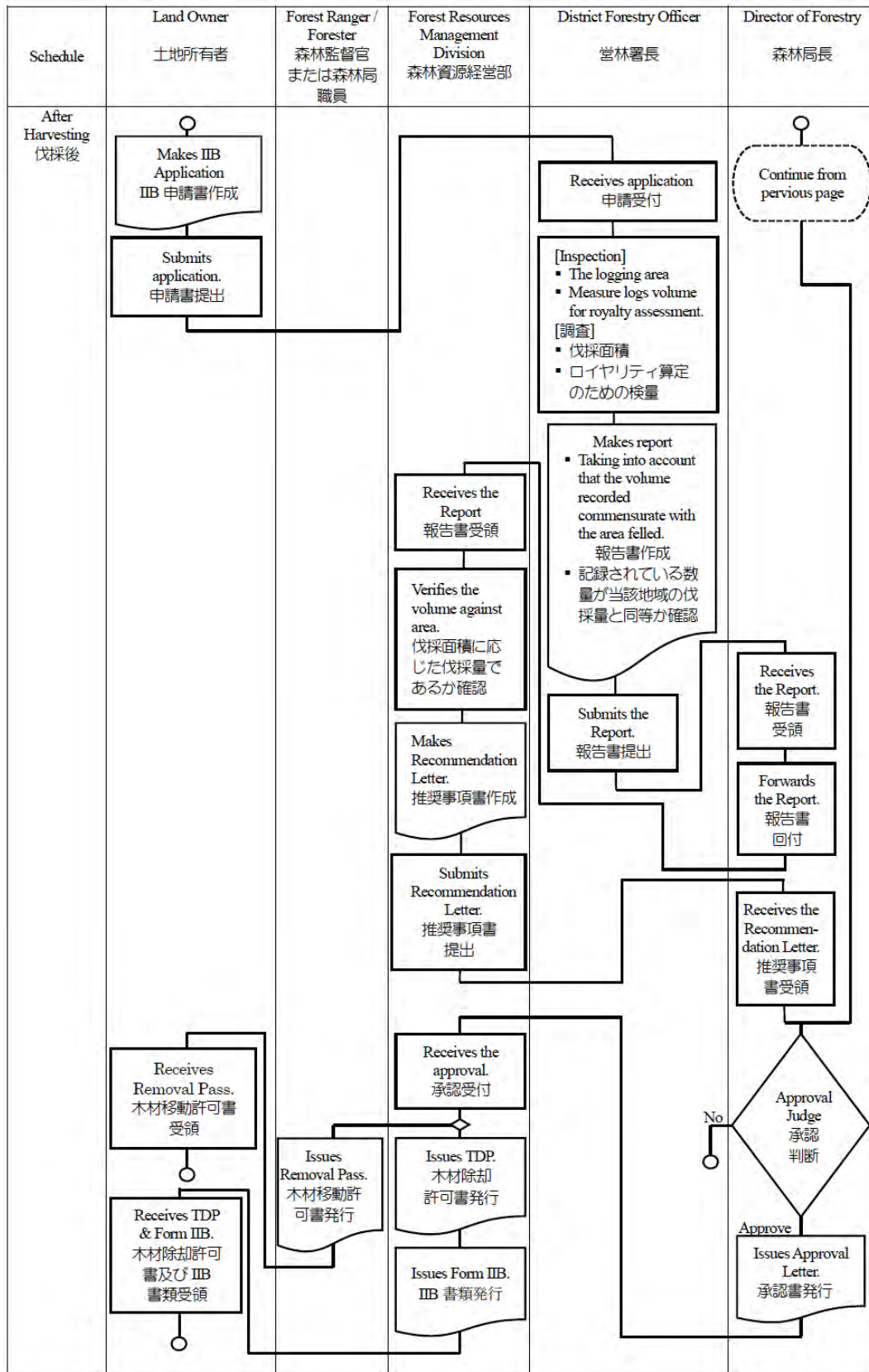


図 4.1.a13 私有林 (IIB 様式) の木材生産管理手続き



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a13 私有林（IIB 様式）の木材生産管理手続き（続き）

B.産業用造林（小規模山林所有者からの小径ゴム材を含む産業用造林）の木材生産管理

a.永久林

永久林の産業用造林ライセンス所持者には、次に掲げた義務が課される。

- 承認された年間作業計画書に掲げられている伐採区画の人工林材だけが搬出可。
- 人工林材の生産量を材積又は重量により記録し、輸送許可書発行のために営林署長にこの記録を提出。
- 伐採ライセンス契約書又は林班立入許可書の携行。
- 森林局に登録されている伐採請負業者の使用。
- 森林局長に四半期別伐採作業報告書を提出。
- 製材工場又は合板工場の加工のために所有を示す刻印を営林署に登録。
- 製材工場の加工のための全ての丸太にシリアルナンバーの刻み込み。
- 森林保護地域を伐採するときは、伐採許可を取得。
- ライセンス所持者及び指名された請負業者は、環境影響に記載された緩和措置を遵守。

以上のライセンス所持者の義務履行を確認するために、森林局は次の確認作業を行う。

ア. 営林署長

- 伐採期間を通じて、全ての人工林丸太が年間作業計画で承認されたエリアから生産されているかを確認する。
- 伐採期間を通じて、ライセンス所持者又は伐採請負業者の伐採ライセンス又は林班立入許可書の所持を確認する。
- 毎年、伐採請負業者の有効な年間登録証明書の所持を確認する。
- 伐採期間を通じて、保護林内での伐採エリアの有効な占有許可書を確認する。
- 伐採期間を通じて、四半期別伐採状況報告書の作成、森林局長への同報告書の四半期ごとの提出を確認する。

イ. 森林監督官又は森林局職員

- 発行した輸送許可書が丸太に添付されているか確認する。
- 毎月、全ての人工林丸太の材積又は重量を記録している月別生産記録と丸太輸送許可書の内容の整合性を確認する。
- 製材工場又は合板工場に輸送する前に、全ての人工林丸太のシリアルナンバー及び登録された刻印の表示を確認する。

b.州有林又は私有林

永久林以外の州有林又は私有林の産業用造林について、森林局及び環境保護局は次のような確認を行う。

ア. 営林署長

- ライセンス所持者による移動許可書申請時に、全ての人工林丸太へのライセンス所持者が登録した刻印の表示を無作為抽出検査により確認する。
- 丸太検査及びライセンス所持者による移動許可書申請時に、全ての製材用人工林丸太にシリアルナンバーが刻まれているか確認する。

イ. 森林監督官又は森林局職員

人工林丸太を輸送する前に「ロイヤリティ免除」の文字が入ったスタンプを押した輸送許可を発行し、輸送する丸太材積の概数を記録する。

ウ. 環境保護局

- 環境条件協定又は緩和措置宣誓書に指標として記載された緩和措置の実行を四半期ごとにモニタリングを行う。
- 環境条件協定又は緩和措置宣誓書に記載された登録済環境コンサルタントにより提出された環境法令遵守報告書の実行を四半期ごとにモニタリングするとともに、苦情があったときは、直ちに現地調査を発令する。

表 4.1.a22 永久林産業用造林の木材生産管理確認手続き

	Verification Item 確認事項	Verification Schedule 確認頻度					
		Throughout harvesting operation	Before the issuance of Transit Pass	Monthly	Quarterly	Annually	For sawmill or plywood mill processing
		伐採期間中	輸送許可書発行前	毎月	毎四半期	毎年	製材/合板工場加工時
DFO 営林署長	DFO verifies that all plantations logs are extracted from an area as approved in the AWP. 営林署長は、すべての人工林丸太が年間作業計画で承認されたエリアから生産されたものが確認する。	✓					
Forest Ranger/ Forester 森林監督官または森林局職員	Forest Ranger / Forester checks harvested logs prior to issuance of Transit Pass. 森林監督官または森林局職員は、発行した輸送許可書が伐採された丸太に添付されているか確認する。		✓				
	Forest ranger / Forester verifies monthly production records for all plantation logs based on volume or weight as stated in the Transit Pass. 森林監督官または森林局職員は、全ての人工林丸太の材積または重量を記録している月別生産記録と丸太輸送許可書の内容が同じか確認する。			✓			
DFO 営林署長	DFO verifies that the licensee / logging contractors adhered to the harvesting license / coupe permit conditions throughout the harvesting operation. 営林署長は、ライセンス所持者または伐採請負業者が伐採作業期間を通じて伐採ライセンスまたは林班立入許可書を所持しているか確認する。	✓					
	DFO verifies that Quarterly Logging Progress Report is prepared and submitted to the Director of Forest quarterly. 営林署長は、四半期別伐採状況報告書が作成され、四半期ごとに森林局長に提出されているか確認する。	✓			✓		
	DFO verifies that logging contractor has a valid annual registration certificate. 営林署長は、伐採請負業者が有効な年間登録証明書を所持しているか確認する。					✓	
Forest Ranger/ Forester 森林監督官または森林局職員	Forest Ranger / Forester verifies that all plantation logs incised with serial numbers and are hammer marked with registered Property hammer mark prior to transportation. 森林監督官または森林局職員は、輸送する前に全ての人工林丸太にシリアルナンバー及び登録された刻印が刻み込まれているか確認する。						✓
DFO 営林署長	DFO verifies that areas occupied for stumping within forest reserve have a valid occupation permit. 営林署長は、保護林内での伐採を行うエリアに有効な占有許可書があるか確認する。	✓					

資料・監修：サバ州森林局

表 4.1.a23 州有林又は私有林の産業用造林の木材生産管理確認手続き

	Verification Item 確認事項	Verification Schedule	
		Every four months	When the land owner applies for log inspection and Removal Pass
		毎4か月	丸太検査及び移動許可書申請時
DFO 営林署長	DFO Verifies that all plantations logs are hammer marked (randomly) with registered Property hammer mark. 営林署長は、全ての人工林丸太に登録された刻印が刻まれている（無作為）を確認する。		✓
	DFO verifies that all plantation logs for sawmill processing are incised with serial numbers. 営林署長は、全ての製材加工用人工林丸太にシリアルナンバーが刻み込まれているを確認する。		✓
Forest Ranger/ Forester 森林監督官または森林局職員	Forest ranger / Forester issues Removal Pass with the word "Royalty Exempted" stamped on it and records the approximate volume of timber removed. 森林監督官または森林局職員は人工林材を輸送するために、「ロイヤリティ免除」の文字が入ったスタンプを押した輸送許可書を発行し、輸送する丸太材積の概数を記録する。		✓
EPD 環境保護司	EPD monitors the implementation of mitigation measures as stated under the AEC or MD. 環境保護司は、環境条件協定または緩和措置宣誓書に指標として記載された緩和措置の実行をモニタリングする。	✓	
	EPD monitors the submission of ECR by a registered environmental consultant based on the specified period started in the AEC / MD, and conducts ground inspection immediately once a complaint is received. 環境保護司は、環境条件協定または緩和措置宣誓書に記載された開始時期に基づき登録された環境コンサルタントによって提出された環境法令遵守報告書の実行をモニタリングするとともに、苦情があったときは、直ちに現地調査を発令する。	✓	

資料・監修：サバ州森林局

【証明書及び手続き書類】

木材生産管理に要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a24 木材生産管理に要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
AL (Form II B) (excluding ITP) 私有林 (IIB 様式) (産業用造林材を除く)	Proof land ownership (Valid Land Title, Letter of Confirmation of Land Applicant & Payment Receipt of Land Premium) 土地所有権の証明 (有効な土地所有証明書、地権者確認書及び土地取得代金領収書)	Land Owner 土地所有者	District Forestry Officer 営林署長
	Letter /agreement /contract for the operation between land owner and contractor to remove logs and wood residues 土地所有者と丸太輸送・木材廃棄請負業者間の受発注書、覚書または契約書	Land Owner 土地所有者	District Forestry Officer 営林署長
	Letter of confirmation of land ownership or status from the ACLR (Assistant Collector of land Revenue). 土地所有確認書または地代歳入補助員が発行した土地に係る確認書	Land Owner 土地所有者	District Forestry Officer 営林署長
	Form IIB Application (before logging) IIB 様式申請書 (伐採前)	Land Owner 土地所有者	District Forestry Officer 営林署長
	The report for approval 承認報告書	District Forestry Officer 営林署長	Director of Forestry 森林局長
	Form IIB Application (after logging) IIB 様式申請書 (伐採後)	Land Owner 土地所有者	District Forestry Officer 営林署長
	Inspection Report (after logging) 調査報告書 (伐採後)	District Forestry Officer 営林署長	Director of Forestry 森林局長
		Director of Forestry 森林局長 (回付)	Forest Resources Management Division 森林資源経営部
	Recommendation Letter 推奨報告書	Forest Resources Management Division 森林資源経営部	Director of Forestry 森林局長
	Approval Letter 承認確認書	Director of Forestry 森林局長	Forest Resources Management Division 森林資源経営部
	Removal Pass 木材移動許可書	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員	Land Owner 土地所有者
	Timber Disposal Pass 木材除却許可書	Forest Resources Management Division 森林資源経営部	Land Owner 土地所有者
	Form IIB IIB 書類	Forest Resources Management Division 森林資源経営部	Land Owner 土地所有者
※Table 10 ※表 10			
ITP (PF) 産業用造林 (永久林)	Quarterly Logging Progress Report 四半期別伐採作業報告書	Licensee ライセンス所持者	District Forestry Officer 営林署長
	Monthly Production Report 月次生産報告書	Licensee ライセンス所持者	District Forestry Officer 営林署長
	Registered Property Hammer Mark 登録済生産者用刻印	Licensee ライセンス所持者	Sawmill 製材工場
	Logging Contractor Registration Certificate 伐採請負業者登録証明書	Contractor 請負業者	District Forestry Officer (verification) 営林署長 (確認)
	Log list for sawmill processing 製材工場の加工のための丸太一覧表	Licensee ライセンス所持者	Sawmill 製材工場
	Occupation Permit 占有許可書	Licensee ライセンス所持者	District Forestry Officer (verification) 営林署長 (確認)
	Transit Pass 木材輸送許可書	District Forestry Officer 営林署長	District Forestry Officer 営林署長
	Removal Pass 木材移動許可書	District Forestry Officer 営林署長	District Forestry Officer 営林署長
	Letter of Compliance to the AEC /MD issued by EPD 環境保護局が発行した環境条件協定または緩和措置宣言を遵守する旨を記載した宣誓書	Licensee ライセンス保持者	Environment Protection Department (Verification) 環境保護局 (確認)
	※Table 11 ※表 11		

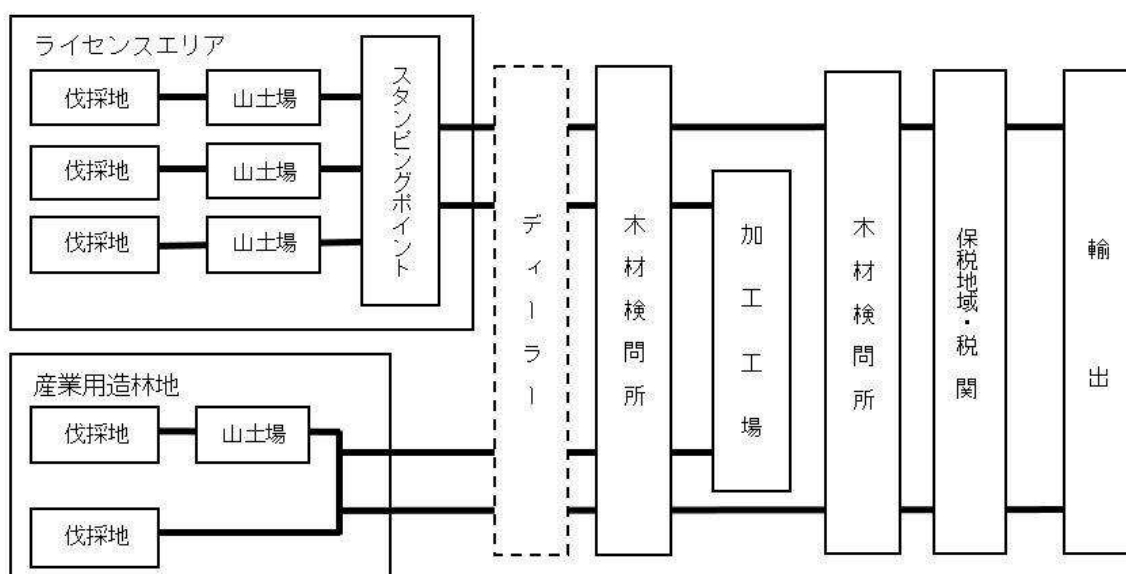
資料・監修：サバ州森林局

③丸太輸送

この標準は、ライセンスエリア又は同エリア内のスタンピングポイントを起点として、丸太が工場又は輸出のための積出港に至るまでの過程における丸太の管理を規定している。

スタンピングポイントとは、伐採現場又は伐採現場付近の山土場から集めた丸太をライセンスエリアから出荷する前に集荷する比較的規模が大きい貯木場をいう。

この標準は、丸太を生産した森林区分別流通段階別に構成している。



注：一部の丸太の流通にディーラーが介在する場合がある。

図 4.1.a14 サバ州の丸太流通の概要図

A. 産業用造林材以外の丸太

a. スタンピングポイント又はライセンスエリア

スタンピングポイントまたライセンスエリアから次項の水面貯木場荷揚地又は工場入口の車両重量計までの流通過程では、天然林丸太とその他の丸太に管理方法を分けて設定している。

ア. 天然林丸太

森林監督官又は森林局職員は、ライセンス所持者による全ての丸太に係るロイヤリティを含む法定課徴金の納付を確認する。

ライセンス所持者はこの確認作業が終了した後、丸太に登録済企業刻印を打刻する。森林監督官又は森林局職員は、丸太に打刻された登録済企業刻印を確認した後に、木材除却許可書及び木材移動許可書をライセンス所持者に発行する。

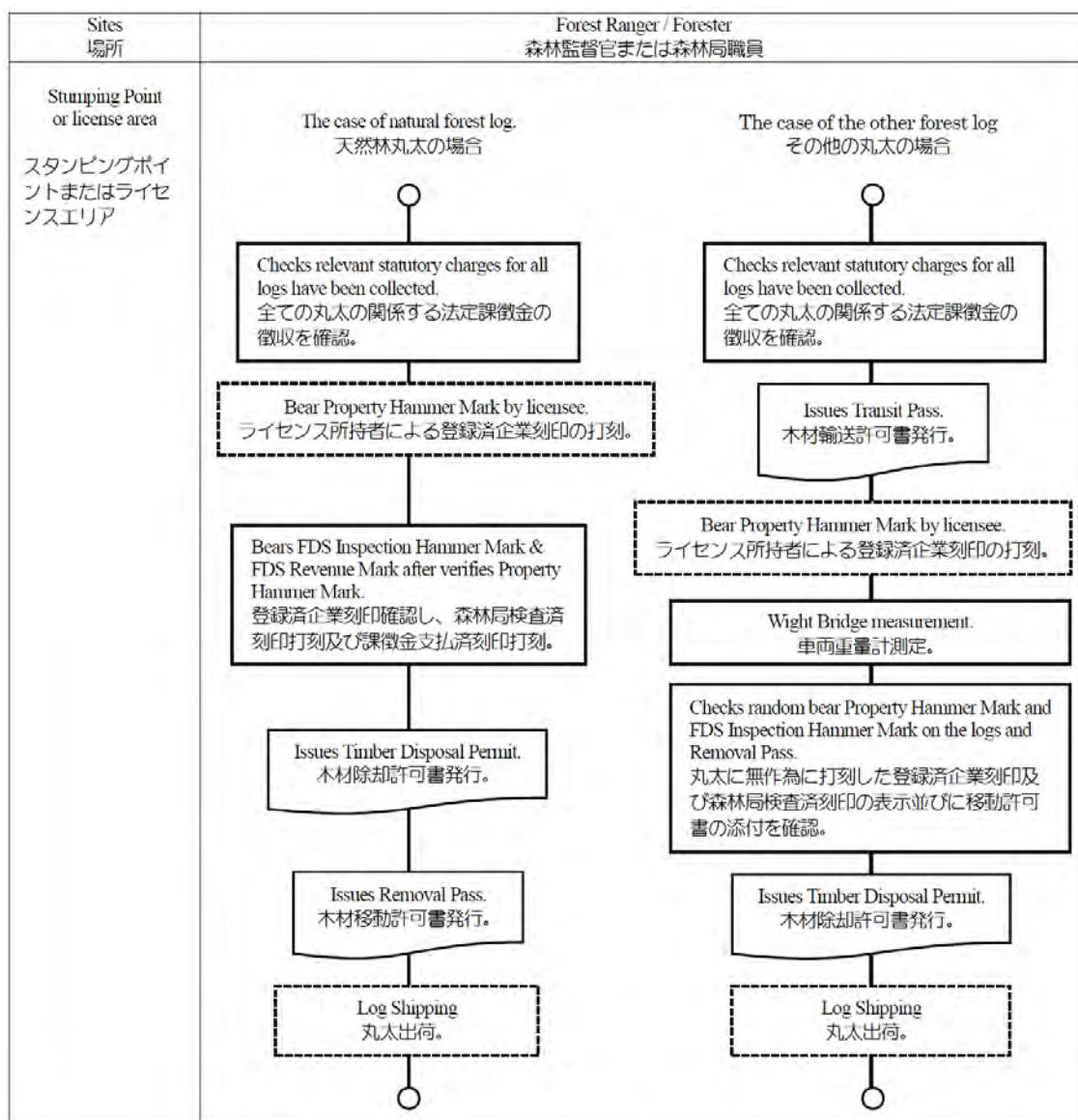
ライセンス所持者は、森林監督官又は森林局職員からこれらの許可書を受け取った後に丸太をライセンスエリア外に出荷できる。

イ. その他の丸太

森林監督官又は森林局職員は、ライセンス所持者による全ての丸太に係るロイヤリティを含む法定課徴金の納付を確認し、ライセンス所持者に木材輸送許可書を発行する。

ライセンス所持者は、森林監督官又は森林局職員から木材輸送許可書を受領した後に、丸太に登録済企業刻印を打刻する。天然林材以外の丸太への刻印打刻方法は、天然林材が全量であるのに対し、天然林丸太以外の丸太への刻印打刻は無作為に任意の丸太に行うランダムベアである。森林監督官又は森林局職員は、任意の丸太に打刻された登録済企業刻印を確認し、木材除却許可書を発行する。ライセンス所持者は、森林監督官又は森林局職員からこれらの許可書を受け取った後に丸太をライセンスエリア外に出荷できる。

なお、2016年12月からサバ州森林局は、木材合法性システムを経て生産し、流通している木材に用いる木材移動許可書、木材輸送許可書及び木材除却許可書には「サバ州木材合法性保証システム準拠」のスタンプを押印し、木材合法性システムを経て生産した木材とそれ以外の木材との分別を書類上でもより明確、かつ、的確に行えるよう体制を整備している（図 4.1.10 参照）。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a15 ライセンスエリアにおける丸太輸送の手続き（産業用造林材以外の丸太）

b. 水面貯木場荷揚地又は工場入口の車両重量計

ライセンスエリアから出荷された丸太は、陸路又は水路を経て工場又は保税地域に到着する。ただし、これらの丸太は、工場敷地に運び込む前又は保税地域に入る前に森林監督官又は森林局職員による次の手続きを経なければならない。

森林監督官又は森林局職員は、天然林丸太にあつては全ての丸太に打刻された、天然林材以外からの丸太にあつては任意の丸太に打刻された登録済企業刻印及び森林検査済刻印の表示並びに輸送許可書の添付を確認し、これらが確認できた丸太又は丸太の荷口については、工場敷地内又は保税地域内への運び込みを許可する。さらに、森林監督官又は森林局職員は、これらの丸太に係るデータを丸太入荷台帳に記録する。

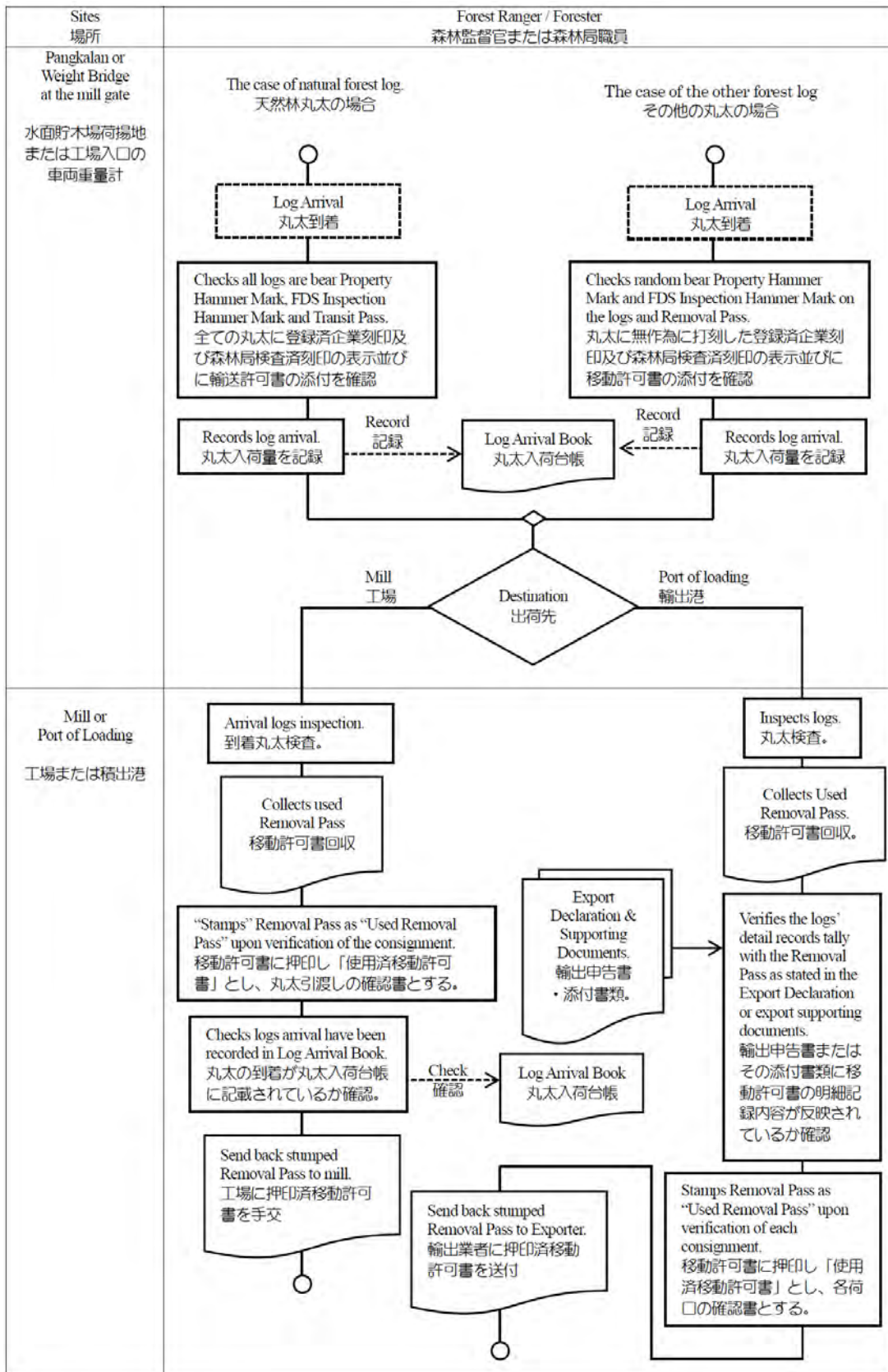
c. 工場又は積出港

ア. 工場に運び込まれた丸太

森林監督官又は森林局職員は、工場敷地内に丸太が運び込まれたときに丸太の到着検査を行う。さらに森林監督官又は森林局職員は、ライセンスエリアから工場まで丸太に添付されてきた移動許可書を回収し、移動許可書に「使用済」のスタンプを押して移動許可書を「使用済移動許可書」とするとともに工場敷地に丸太を運び込む前に作成した丸太入荷台帳と当該荷口に整合性が保たれているか確認する。使用済移動許可書は、森林監督官又は森林局職員が工場に手交し、工場はこの許可書を出荷者であるライセンス所持者が工場に宛てた丸太納品書として、丸太の入荷実績証明書として保管する。

イ. 保税地域に運び込まれた丸太

森林監督官又は森林局職員は、保税地域に運び込まれた丸太を検査し、移動許可書を回収する。木材の輸出を行おうとする企業は、保税地域を担当している営林署に輸出申告書及び必要な添付書類を提出しているため、森林監督官又は森林局職員はこれらの書類と移動許可書に添付が義務づけられている荷口の明細である丸太一覧表の内容の整合性を確認し、適正であれば移動許可書に「使用済」のスタンプを押し、「使用済移動許可書」として各荷口の確認書とするとともに写しを輸出業者に送付する。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a16 水面貯木場荷揚地又は工場入口の重量計及び工場又は積出港における丸太輸送手続き（産業用造林材以外の丸太）

【証明書及び手続書類】

産業用造林以外の永久林、州有林及び私有林から生産された丸太の輸送に係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a25 スタンプングポイント又はライセンスエリア

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Natural Forest Log 天然林材	Timber Disposal Permit 木材除却許可書	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員	Licensee ライセンス所持者
※Table 12 ※表 12	Removal Pass 木材移動許可書	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員	Licensee ライセンス所持者
The Other Forest Log その他の材	Transit Pass 木材輸送許可書	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員	Licensee ライセンス所持者
※Table 12 ※表 12	Timber Disposal Permit 木材除却許可書	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員	Licensee ライセンス所持者

資料・監修：サバ州森林局

表 4.1.a26 水面貯木場荷揚地又は工場入口の車両重量計

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
All log 全ての木材 ※Table 12 ※表 12	Log Arrival Book 丸太入荷台帳	—	Forest Ranger /Forester (Record) 森林監督官または森林局職員 (記録)

資料・監修：サバ州森林局

表 4.1.a27 工場入荷時

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
All log 全ての木材	Removal Pass 木材移動許可書	Mill 工場	Forest Ranger /Forester (Collect and Stump) 森林監督官または森林局職員 (回収し押印)
※Table 12 ※表 12	Removal Pass payment receipt 使用済み木材移動許可書	Forest Ranger /Forester (Stumped) 森林監督官または森林局職員 (押印済)	Mill 工場

資料・監修：サバ州森林局

表 4.1.a28 積出港

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
All log 全ての木材	Export Declaration & Supporting Documents 輸出申告書及び添付書類	Exporter 輸出業者	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員
	Removal Pass 木材移動許可書	Exporter 輸出業者	Forest Ranger /Forester (Collect and Stump) 森林監督官または森林局職員 (回収し押印)
※Table 12 ※表 12	Removal Pass payment receipt 使用済み木材移動許可書	Forest Ranger /Forester (Stumped) 森林監督官または森林局職員 (押印済)	Exporter 輸出業者

資料・監修：サバ州森林局

B. 産業用造林（小規模所有者からのゴム材を含む）

a. ライセンスエリア

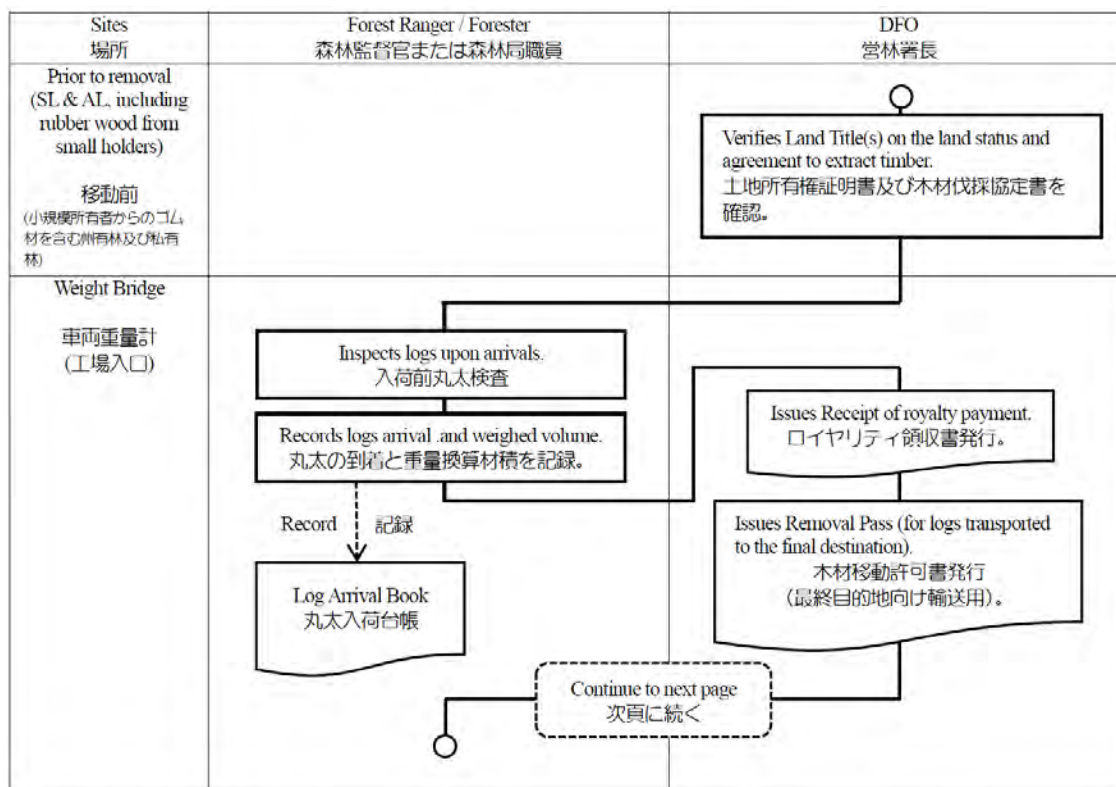
州有林の産業用造林地及び小規模所有者からのゴム材を含む私有産業用造林地で生産した丸太の輸送には、営林署長による土地所有権証明書及び木材伐採協定書の確認を要する。

b. 車両重量計（工場入口）

森林監督官又は森林局職員は、工場の入口に到着した産業用丸太が工場に入る前に入荷前丸太検査を行い、丸太入荷台帳に丸太の到着と重量換算材積を記録する。

営林署長はライセンス所持者によるロイヤリティ納付を確認した後にライセンス所持者に領収書及び最終目的地向け輸送に要する木材移動許可書を発行する。

なお、産業用丸太の輸送はそれ以外の丸太の輸送とは異なり、ライセンスエリアから出荷した丸太を必ず加工工場前に集荷し、その後、加工工場向け又は輸出处向けに振り分ける。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a17 産業用造林丸太の丸太輸送手続き

c. 工場又は積出港

ア. 工場に運び込まれた丸太

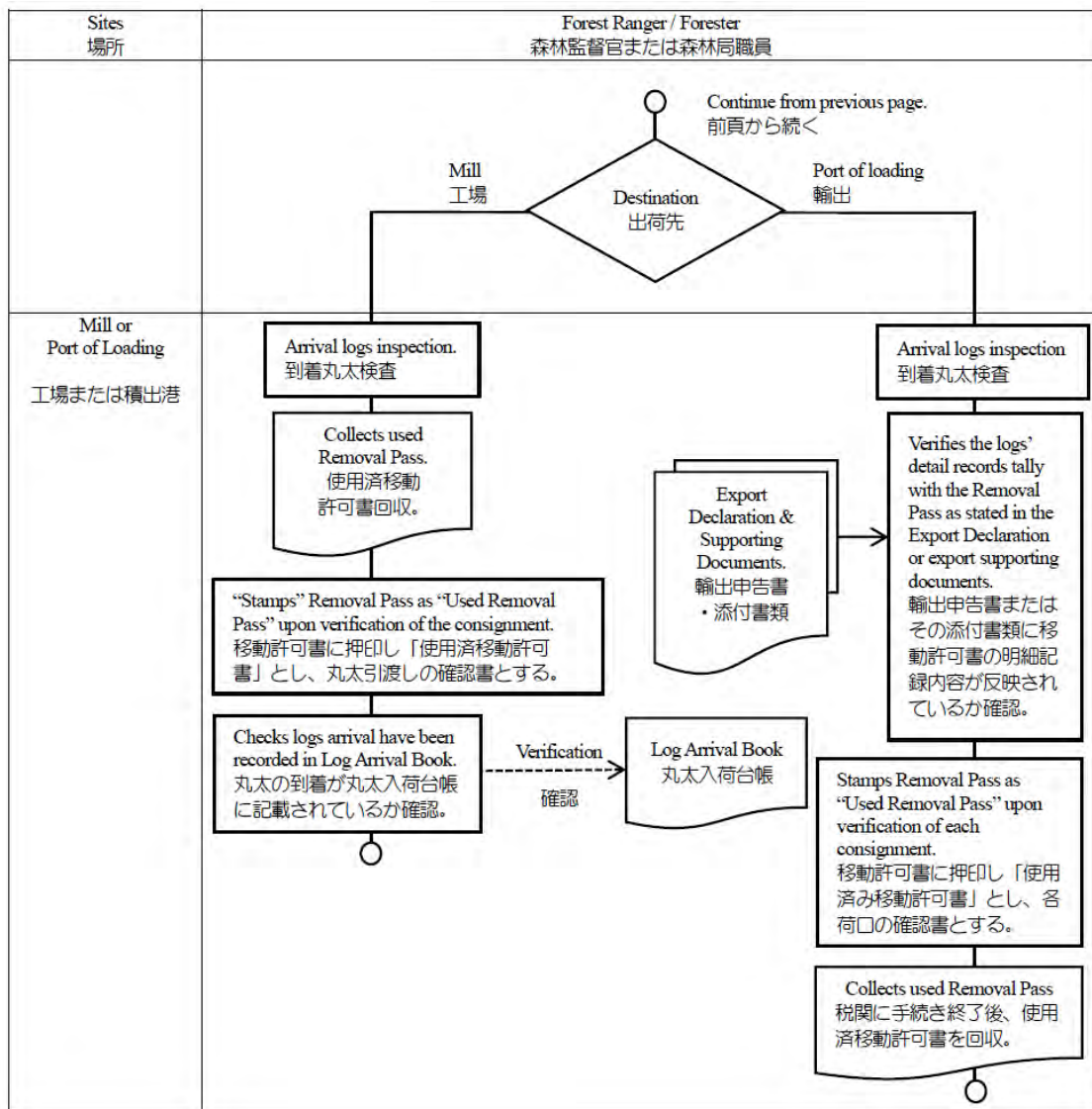
森林監督官又は森林局職員は、工場敷地内に運び込まれた丸太の到着検査を行う。さらに森林監督官又は森林局職員は、ライセンスエリアから工場まで丸太に添付されてきた移動許可書を回収し、移動許可書に「使用済」のスタンプを押印して移動許可書を「使用済移動許可書」とし、丸太入荷確認書として使用する。さらに森林監督官又は森林局職員は、丸太の到着が丸太入荷台帳に記載されているか確認する。

イ. 保税地域に運び込まれた丸太

森林監督官又は森林局職員は、保税地域に運び込まれた丸太を検査する。木材の輸出を行うおうとする企業は、保税地域を担当している森林局に輸出申告書及び必要な添付書類を提出しているため、森林監督官又は森林局職員はこれらの書類と移動許可書に添付が義務づけられている荷口の明細である丸太一覧表の内容の整合性を確認し、適正であれば移動許可書に「使用済」のスタンプを押印して「使用済移動許可書」とし、この書類を各荷口の確認書とする。その後、森林監督官又は森林局職員は、税関手続きを終えた荷口の移動許可書を回収する。

C. 丸太輸送に係るその他の共通事項

- 加工工場間で木材（丸太及び製品）を移動するときは、移動許可書の添付が必要である。移動許可書の有効期間は、輸送距離及び輸送方法により決定し、陸上輸送の場合は1日から3日までの期間、水上輸送の場合は最長で1週間とする。ただし、営林署長が追加して移動許可書を発行すれば、有効期間を実質的に延長できる。
- 営林署長が発行する規定時間外許可書の添付がない木材の移動は、午前7時から午後7時までの間に限り許可する。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a18 産業用造林丸太の輸送手続き

【証明書及び手続書類】

小規模所有者からのゴム材を含む州有林及び私有林である産業用造林（永久林、州有林及び私有林）から生産された丸太の輸送に係る証明書及び手続書類は、次の表の通りである。

表 4.1.a29 産業用造林丸太の輸送に係る証明書及び手続書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Prior to removal from license area ライセンスエリアから移動する前	Land Title on the land status and agreement to extract timber. 土地所有権証明書及び木材伐採協定書	Licensee ライセンス所持者	District Forestry Officer (verification) 営林署長（確認）
Weight Bridge 車両重量計 （工場入口） ※Table 13 ※表 13	Receipt of royalty payment. ロイヤリティ領収書	District Forestry Officer 営林署長	Licensee ライセンス所持者
	Removal Pass (for log transportation to the final destination) 移動許可書（最終目的地向け輸送用）	District Forestry Officer 営林署長	Licensee ライセンス所持者
Mill 工場 ※Table 13 ※表 13	Removal Pass 木材移動許可書	Mill 工場	Forest Ranger /Forester (Collect and Stump) 森林監督官または森林局職員（回収し押印）
	Removal Pass payment receipt 使用済み木材移動許可書	Forest Ranger /Forester (Stumped) 森林監督官または森林局職員（押印済）	Mill 工場
Port of Loading 積出港 ※Table 13 ※表 13	Export Declaration & Supporting Documents 輸出申告書及び添付書類	Exporter 輸出業者	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員
	Removal Pass 木材移動許可書	Exporter 輸出業者	Forest Ranger /Forester (Collect and Stump) 森林監督官または森林局職員（回収し押印）
	Removal Pass payment receipt 使用済み木材移動許可書	Forest Ranger /Forester (Stumped) 森林監督官または森林局職員（押印済）	Exporter 輸出業者

資料・監修：サバ州森林局

JP 749912

KERAJAAN NEGERI SABAH, MALAYSIA.

RESIT FORM IIB

Forests Rules 1969

[Rule 3]

2B703209

LICENCE TO TAKE FOREST PRODUCE ON
PREPAYMENT OF ROYALTY

Lesen untuk mengambil MIXED SPECIES (2,045 BTG)

(licence to extract)

dengan dibayar dahulu bagi cukai itu.

(and prepayment of royalty)

Lesen ini membenarkan COLLECTOR AS TRUSTEE

(licence for)

tempat tinggal TIBOW

(address)

memotong mengambil dan memindahkan barang hutan seperti yang tersebut di sini
(cut, take and move forest products as shown below)

Butir-Butir (details)		Jumlah(RM)
107	BTG @ 507.52M3 X RM90.00	45,676.80
484	BTG @ 1,316.69M3 X RM75.00	98,751.75
1,355	BTG @ 2,355.91M3 X RM40.00	85,436.40
99	BTG @ 78.52M3 X RM30.00	2,355.60
TDP NO. 374814-850, 420651-711, 420717		0.00
RUJ: JPHTN/TO 700-2/4/154/JLD.1(45) - 16.06.2016		0.00
JPHTN/FRM 700-2/4/1/198(a)/JLD.2/4 - 10.06.2016		0.00
		0.00

dari TIBOW dalam JUNE daerah
(from) (in) (district)di dalam bulan JUNE sahaja
(for month) (only)

dengan syarat hendaklah cukai itu dibayar terlebih dahulu :-

Kod Hasil : S00 120 150813 00000000000000 71401 Ispadu(M3) : 4,038.64
(Code) (volume)Ringgit : DUA RATUS TIGA PULUH DUA RIBU DUA RATUS DUA PULUH
(MYR)

DAN SEN LIMA PULUH LIMA SAHAJA.

bayar RM232,220.55

(Amount)

Perkataan : CEK

(mode)

Rujukan : PB031193

(reference)

Tarikh : 22/06/2016

(date)

Bagi : 1305-TI-PKP DAERAH TIBOW

(for)

"Salinan disahkan Benar"

Pegawai Perhutanan
Daerah TibowJuruwang
b.p. Pengarah Perhutanan

(N.B. This form is an official receipt form of Government)

図 4.1.a19 ロイヤリティ領収書

Form II B Alienated Land License Processing
 FORM IV FOREST RULES, 1969 No. A 801745 (Rule 15)
 DISPOSAL PERMIT FOR FOREST PRODUCE (PERMIT MENGELUARKAN KELUARAN HUTAN)

ST: 589 B
 JPkr: 2699

is hereby authorise to [redacted] dengan ini telah dibenarkan untuk

the following forest produce taken under Licence No. 28-70209 keluaran hutan berikut yang diambil di bawah No. Lesen in the name of COLLECTOR ASAMBER TAPAK SEPATAN atas nama dikeluarkan di

Permit expires on 20-07-16 Permis ini tamat tempohnya pada

Quantity	Species	Dimensions	Class	Volume	Rate per m ³	Royalty
Kuantiti	Spesies	Ukuran	Kelas	Isipadu	Rate per m ³ semkial padu	RM Sen
25	MIA	11x11	MIA	45.31	110.4112	PELAH
	Baka	10x10			110.4112	MELELAH
3-1814	810	42061	7140777		28-70209	22/06/2016

Place: [redacted] Date: 15-07-16
 Tempat: [redacted] Tarikh: 15-07-16

SAMPA RP
 18 July 2016
 KOSINAR SDN. BHD.

PERHUTANAN DA
 Authorised Officer (Pegawai Perhutanan)

森林警備隊員が発行した木材除却許可書。荷口の概要が記載されている。この荷口の丸太材積 45.31 m³で、その詳細は次頁の木材除却一覧表に記載されている。なお、現在、この書類には図 4.1.10 のようにサバ州木材合法性保証システム準拠スタンプが押印されているが、記載数字の木材除却一覧表との整合性を示すために、まだ同スタンプの押印がなされていない 2016 年当時の書類を掲載した。

図 4.1.a20 木材除却許可書



写真 4.1.a2 移動許可書を提示するロギングトラック運転手

LOGGING TRUCK HAULING

DELIVERY NOTE

Lorry No.: ST 589 B JP KG 2099

DN No. A 18295

From: STP NT 158020627 To: P. KOSINAR. SPN - BHP

Date: 15-07-16

	Camp No.	SPECIES	Length M	D. 1 CM	D. 2 CM	AVERAGE D. CM	VOLUME M ³	REMARKS
1	5009	MAG	17.8	42	28	35	1.71	
2	5580	LRN	18.2	57	38	48	2.29	
3	5954	LRN	20.8	46	26	36	2.12	A/B
4	4328	LRN	2.0	45	31	38	2.38	
5	5432	MAG	20.4	51	33	42	2.83	
6	5442	MAG	10.8	43	32	37	1.22	
7	5459	RS	12.0	38	24	31	0.91	
8	4333	LRN	20.2	43	30	37	2.17	A/B
9	5000	LRN	19.8	58	42	50	2.89	5600 A/B
10	5038	LRN	21.6	44	26	35	2.08	
11	5403	MAG	9.2	53	39	46	1.53	
12	5948	DRA	18.4	40	30	38	2.01	
13	6107	LRN	13.2	36	28	32	1.06	
14	5544	SIM	6.6	40	39	40	0.83	
15	4332	LRN	19.4	52	33	43	2.82	A/B
16	5934	WS	18.6	42	40	41	2.44	
17	5452	MAG	13.8	43	28	36	1.40	
18	4916	SIM	8.0	54	48	51	1.63	
19	4340	PUL	7.2	43	37	40	0.90	A/B
20	4932	LRN	23.2	40	34	47	4.03	A/B
21	5505	MAG	9.8	51	41	46	1.63	
22	4508	RS	13.2	41	28	35	1.27	
23	4760	RS	15.0	38	22	30	1.06	
24	4188	CR	16.2	40	23	32	1.50	
25								
26								
TOTAL			LOGS	23			45.31	

DELIVERY BY

MIMEN
HITACHI #3

CHECKED BY

[Signature]

SAMPAL

RECEIVED BY

18 JUL 2016

ERIC

SINAR SPN BHP

图 4.1.a21 木材除却一覧表



サバ州森林局長が、この工場の Sabah TLAS の基準 5（工場操業）及び基準 6（税関及び貿易）の要求事項の遵守を、第三者機関である Global Forestry Service 社の評価を確認した上で発行した証明書。工場ライセンス及び貿易ライセンスの番号とともに、証明書の発行日と有効期限（証明書発行から 1 年間）を記載している。

有効期限後もこの工場が操業を継続するためには、有効期限が切れる前に定められた行政手続を踏むとともに再び第三者機関の監査を受けなければならない。

図 4.1.a22 法令遵守証明書

④労働安全衛生

A. 雇用者の義務

雇用者は、労働者の安全及び衛生について、法令により次のような義務が課せられている。

- 全ての労働者に係る保険又は負担金の支払い。
- 労働者の安全対策又は身体保護具の使用に係る適切な訓練の実施。
- 職業安全局及び森林局が指定した安全衛生対策措置の履行及びこれらの局の検査の受入れ。
- 職業安全衛生局又は労働局の要求の受入れ及び各種報告書の遅滞なき提出。
- 労働災害発生時の社会保障機構、職業安全衛生局及び労働局への速やかな報告。
- 社会保障機構に提出する月別負担金納付記録の作成。
- 労働安全衛生訓練記録の作成。
- 低負荷式伐採作業ガイドブックに基づく労働者への保護服及び安全用具の配布。
- 労働者の伐倒方向を制御できる伐採技術の習得。
- 火災、その他災害発生時に労働者の安全を確保する適切な予防策の実施。

なお、低負荷式伐採作業ガイドブックは、各種作業別に保護具の装備義務を定めている。その内容は次の表の通りである。

表 4.1.a30 作業種別保護具装着義務

身体部位	足	下半身	胴体、腕、足	胴体	手	頭	目	目/顔	耳
安全具	安全靴	安全ズボン	だぶつきの服	蛍光ベスト	手袋	ヘルメット	ゴーグル	バイザー	防音用耳あて
1. 伐採作業									
手作業	✓		✓	✓	✓	✓			
チェーンソー	✓	✓	✓	✓	✓	✓			✓
機械作業	✓		✓	✓		✓			✓
皮むき									
手作業	✓			✓	✓			✓	
機械作業	✓		✓	✓	✓	✓	✓		✓
2. 搬出									
人力	✓			✓	✓	✓	✓	✓	
投下	✓			✓	✓	✓			✓
牛馬	✓			✓	✓	✓			
3. 機械作業									
スキッター	✓		✓	✓	✓	✓			✓
フォワーダー	✓		✓	✓	✓	✓			✓
クレーン	✓		✓	✓	✓	✓			✓
ヘリコプター	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
荷卸し・荷積み	✓		✓	✓	✓	✓			✓
4. 木登り									
チェーンあり	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
チェーンなし	✓					✓			

出典：Sabah Forestry Department, "RIL Operation Guide Book -Code of Practice for Forest harvesting in Sabah, Malaysia, p51

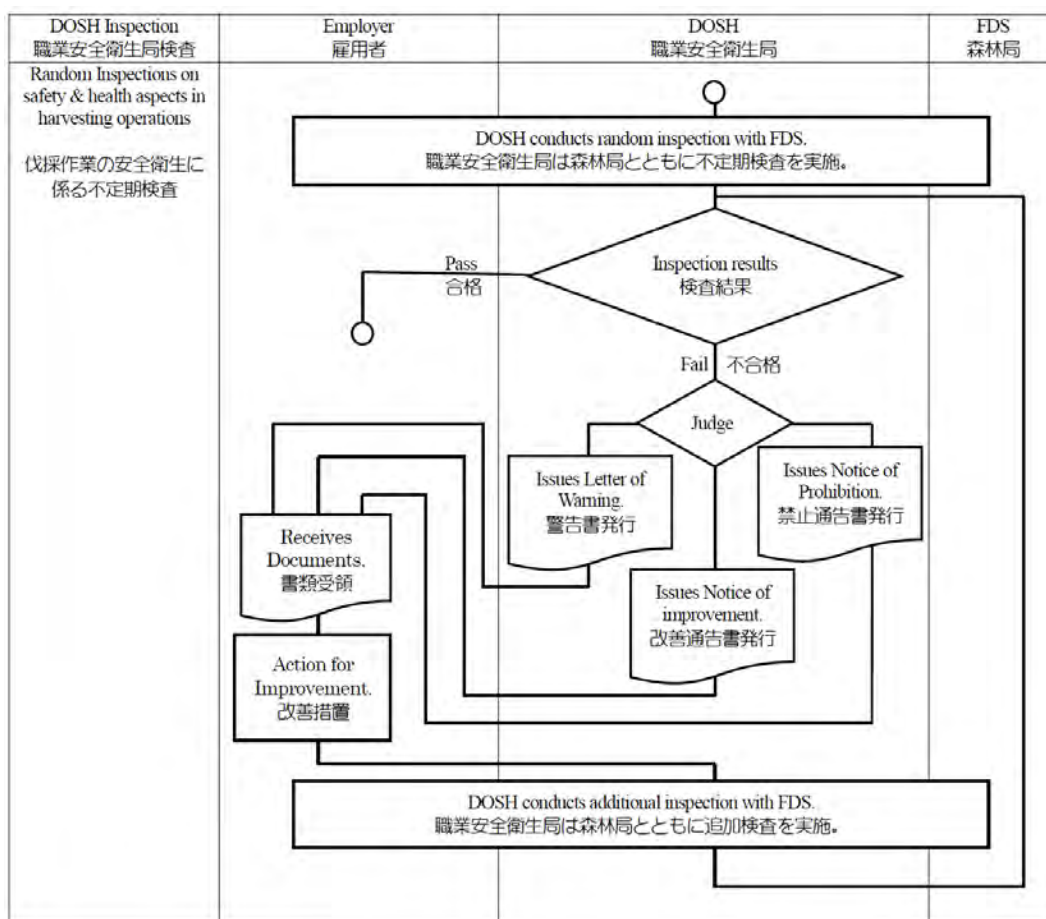
B. 職業安全衛生局の検査

職業安全衛生局⁵は、事業所に対し伐採作業の安全衛生に係る不定期検査を実施している。職業安全衛生局は、事業所検査により不適合事項が検出されたときは、不適合の程度に応じて、雇用者に禁止通告書、改善通告書又は警告書を発する。

職業安全衛生局から禁止通告書、改善通告書又は警告書を受領した雇用者は、改善措置を策定し実行する。

職業安全衛生局及び森林局は、雇用者の改善策実行による不適合事項解消を確認するために追加検査を行う。この追加検査により不適合事項が解消した場合にあっては、雇用者に発出した禁止通告書、改善通告書又は警告書を取消す一方で、依然として不適合事項が認められる場合にあっては、職業安全衛生局が再び禁止通告書、改善通告書又は警告書を発する。

職業安全衛生局は、雇用者から事故報告書を受領したときは、必要な措置を講ずる。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a23 職業安全衛生局検査の手続き

⁵ Department of Occupational Safety & Health (DOSH)

C. 社会保険機構の検査

社会保険機構⁶は、雇用者が雇用している全ての従業員に係る保険負担金の支払いを含め、1969年従業員社会保障法の遵守を確保する目的で、事業所に対し全ての登録雇用者に関する定期検査を実施している。社会保障機構は、フォローアップ調査の実施を含めて、実施した検査の報告書を作成して発行する。

社会保障機構は、雇用者からの労働者の事故及び職業病に係る報告書を受理する。社会保障機構が事故報告を受け付けたときは、事故内容に基づいて必要に応じた調査を実施する。この調査は、事故報告を受け付けてから直ちに実施する。

社会保障機構は、サービス請負契約により雇用した現地労働者（マレーシア国民及び永住者）の労働災害に係る社会保障の付保を確保する。労働災害保険制度は、労働者に雇用時に生じた全ての事故及び職業病について保障する。

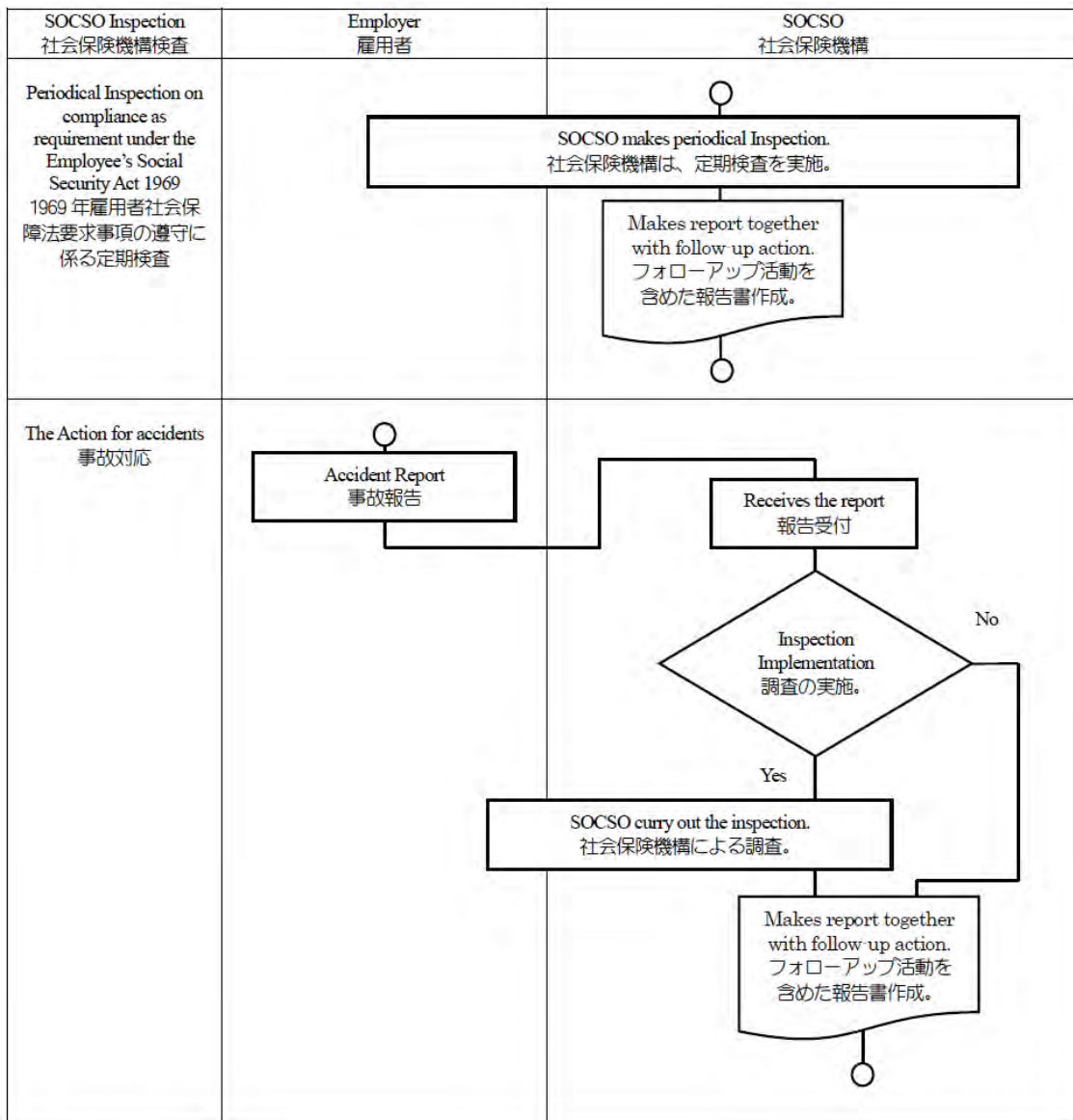
D. 労働局の検査

労働局の事業所検査は、1952年労働者保険法に基づき雇用した外国人労働者に対して雇用者に義務づけられた社会保険の付保を確認するために、最低年1回又は苦情が労働局に寄せられたときに行う。この検査では、怪我をした労働者の存在及び1952年労働者保険法の規定により雇用者に義務づけられている保障金の支出を確認するとともに、労働災害が生じたとき及び怪我をした労働者が存在するときは原因究明のための取り調べを行う。

E. 森林局の検査

森林局の検査は、森林局安全担当官が雇用者による労働者への前表に示した適切な保護具の提供を確認するとともに、森林監督官又は森林局職員は、雇用者による低負荷式伐採の伐倒方向を定めた伐採作業の履行を確認する。この検査は、不定期検査として行う。

⁶ Social Security Organization (SOCSO)



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a24 社会保険機構の定期検査及び事故対応手続き

【証明書及び手続書類】

労働者の安全・衛生に係る書類は、次の表の通りである。

表 4.1.a31 労働者の安全・衛生に係る書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Worker's Safety and health 労働者の安全・衛生	Records of worker's training on safety and health 労働者安全・衛生訓練記録	Employer 雇用者	
	Audit Report 監査報告書	Department of Occupational safety & Health (DOSH) 職業安全衛生省	Employer 雇用者
	Letter of Warning, Notice of Improvement & Notice of Prohibition 警告書、改善通告書及び禁止通告書	DOSH 職業安全衛生省	Employer 雇用者
	Inspection Report 調査報告書	Social Security Organization (SOCISO) 社会保証機構	
	Inspection Report 調査報告書	Department of Labor 労働省	
	Inspection Report 調査報告書	Forest Department 森林局	
※Table 14 ※表 14			

資料・監修：サバ州森林局

(3) 基準3 徴税

この基準は、私有地及び州有林の産業用人工林（SAFODA⁷）を除く森林の伐採に係るロイヤリティ及び伐採に係る各種手数料の徴収手順を定めている。

伐採を希望するライセンス所持者は、森林局に伐採ライセンスの申請を行うとともに、森林局に同ライセンス発行手数料その他の必要な手数料を納付する。森林局は、ライセンス所持者が提出した伐採ライセンス申請書の内容を審査するとともにライセンス所持者の手数料納付を確認し、問題がなければ伐採ライセンス及び領収書を発行する。

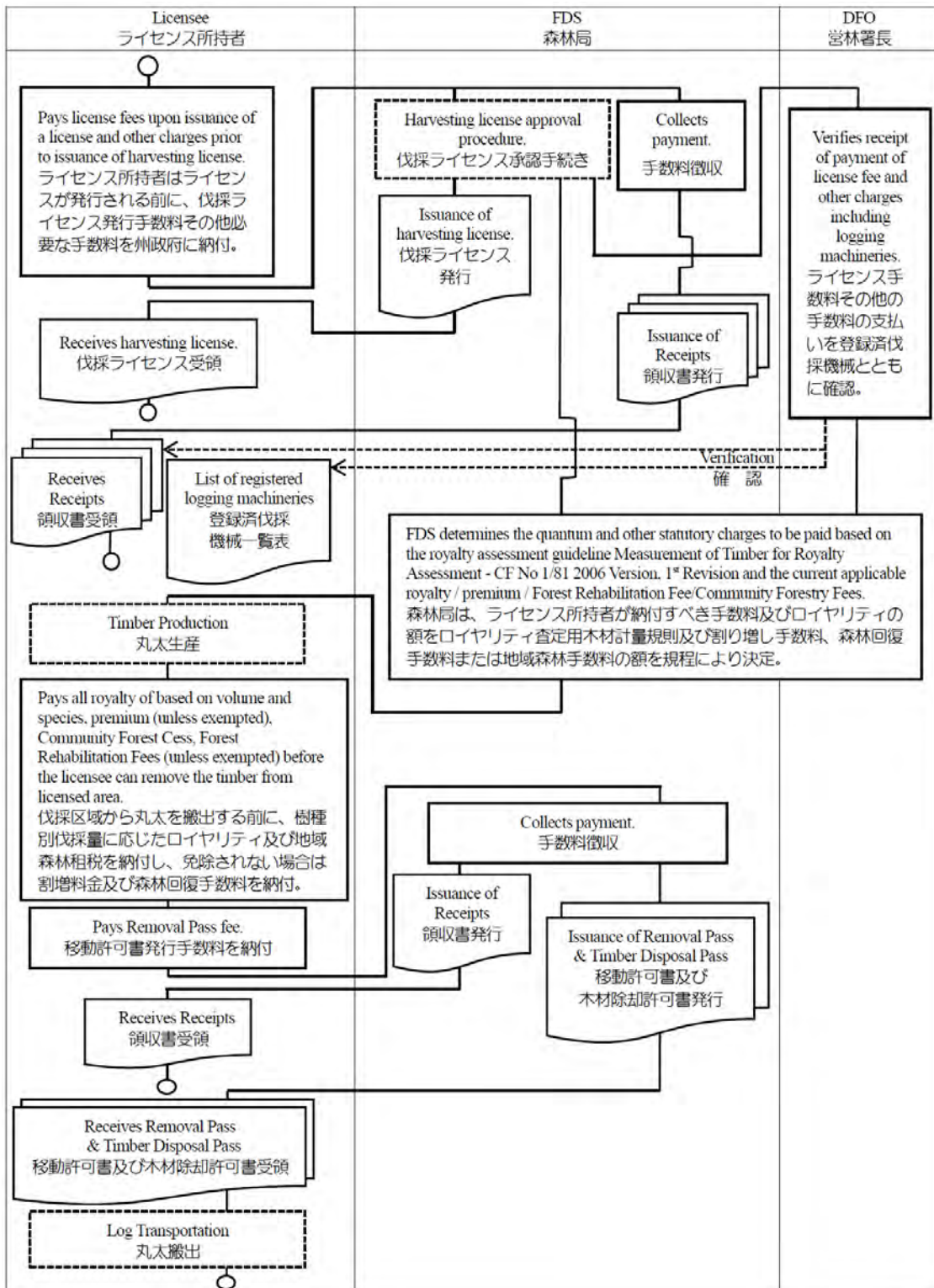
ライセンス所持者は、ライセンス所持者が保管している伐採関係手数料の領収書及び登録済伐採機械一覧表に掲載されている伐採機械を営林署長が確認し、ライセンス取得者が納付すべき手数料及びロイヤリティの額をロイヤリティ査定用木材計量規則及び割増手数料、森林回復手数料又は地域森林手数料の額を規定により森林局が算定し、その結果の通知を受領してから伐採を行う。

丸太を生産したライセンス所持者は、生産した丸太を移動するために、樹種別伐採量に応じたロイヤリティ及び地域森林租税を納付し、さらに割増料金及び森林回復手数料が免除されていないときはこれら手数料をロイヤリティ及び地域森林租税と併せて森林局に納付する。これらの納付と併せて、ライセンス所持者は丸太の移動に必要な移動許可書発行手数料を森林局に納付する。

森林局はロイヤリティ、税金及び手数料の納付を確認した後、移動許可書、木材除却許可書及び領収書をライセンス所持者に発行する。

ライセンス所持者は、移動許可書及び木材除却許可書を受領した後、生産した丸太を移動できる。

⁷ The Sabah Forestry Development Authority



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a25 徴税手続き

【証明書及び書類】

徴税手続きに係る証明書及び書類は、次の表の通りである。

表 4.1.a32 課税手続きに係る証明書及び書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL [excluding ITP from AL & SL (SAFODA)] 永久林、州有林及び私有林 (SAFODA の私有林及び州有林を除く)	List of registered logging machineries. 登録伐採機械一覧	Licensee ライセンス所持者	Forest Department 森林局
		Forest Department 森林局 (回付)	District Forestry Officer 営林署長
	Copy of receipt of payment of royalty, premium, Forest Rehabilitation Fee, Community Forestry Cess and other charges. ロイヤリティ、プレミアム、森林再生手数料、地域森林手数料及びその他手数料の領収書の写し	Forest Department 森林局	Licensee ライセンス所持者
	Harvesting license 伐採ライセンス	Forest Department 森林局	Licensee ライセンス所持者
	License payment receipt ライセンス手数料領収書	Forest Department 森林局	Licensee ライセンス所持者
	Removal Pass 木材移動許可書	Forest Department 森林局	Licensee ライセンス所持者
	Receipt of Removal Pass fee 木材移動許可書発行手数料領収書	Forest Department 森林局	Licensee ライセンス所持者
	Timber Disposal Pass 木材除却許可書	Forest Department 森林局	Licensee ライセンス所持者
	Receipt of Timber Disposal Pass fee 木材除却許可書発行手数料	Forest Department 森林局	Licensee ライセンス所持者
※Table 15 ※表 15	Monthly Revenue Collection Report 月別収入集計報告書	Licensee ライセンス所持者	Forest Department 森林局

資料・監修：サバ州森林局

(4) 基準 4 その他の利用者の権利

①占有と利用に対する地域の利益と権利

森林局と持続可能経営林ライセンス協定を締結したライセンス所持者又はライセンスエリアの社会的ベースライン調査を行うために指名されたコンサルタントは、ライセンス発給区域内及びその境界線から 2 km 以内に存在する集落の人口及び面積の確定又はそれらの詳細データを取得し、10 年間の森林利用計画を作成するためのライセンス区域内社会的ベースライン調査を実施する。

②土地利用

森林局持続可能経営林営部は、社会的ベースライン調査の結果が、森林利用計画に含まれているか確認する。森林局は森林利用計画においてコミュニティーエリアとして提出されたエリアを確認し承認する。森林局は森林利用計画において地図に示されたエリアの伐採活動体承知からの除外を確認する。

土地測量局は、土地条例が規定している先住慣習権地における先住民慣習権が申し立てられた区域について、暫定操業ライセンス及び木材伐採ライセンスを発行する前にその申し立ての内容を現地調査の実施により確認し、それが正当と認められるときは申し立てがある区域を操業ライセンス対象区域から除外する。

森林局長は、先住民から次に掲げる箇条書きのいずれかの要求があるときは、先住民が州有林及び私有林から丸太を伐採するための ILA 様式のライセンスを発行できる。さらに、ILA 様式のライセンスによる伐採については、ロイヤリティを免除できる。

- 先住民の及びその家族の居住用住宅の建設又は修理。
- 先住民が合法的に占有する土地における壁や小屋の建設。
- 先住民のボートの製造又は修理。
- 先住民の漁業用柵及び栈橋の維持。
- 家事用の薪。
- 先住民の村の診療所、学校、公民館、礼拝堂、橋、その他伝統医学に使用する場所を含む公共利益のための建造物の建設及び維持。

表 4.1.a33 先住民の権利に係る確認手続き

Table 16	表 16	
Community benefits and rights to occupy and use	占有及び所有に係る地域の利益及び権利	
Sources of Timber: PF	永久林	
Responsibility: Sabah Forestry Department (FDS)	所管：森林局	
Criterion 標準	Community benefits and rights to occupy and use. <ul style="list-style-type: none"> ▪ SFMLA/LTL holder or its appointed consultant conducts Social Baseline Survey of the licensed area during the preparation of a 10-year FMP to identify or get details on the population and area of existing villages within the Licensed Area and within 2 kilometers from the license boundaries. ▪ SFMLA/LTL holder identifies and set aside Community Area in their licensed area (where relevant) in the Forest management Plan (FMP). 	占有と利用に対する地域の利益と権利 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 持続可能経営林ライセンス協定を締結したライセンス所持者またはライセンスエリアの社会的ベースライン調査を行う指名されたコンサルタントは、ライセンス発給区域内及びその境界線から 2 km以内に存在する集落の人口及び面積の確定またはそれらの詳細データを取得し、10年間森林利用計画作成時にライセンス区域の社会的ベースライン調査を実施する。 ▪ ライセンス発給区域内に村落が存在するときはコミュニティーエリアを特定し、そのエリアを森林利用計画の開発対象からはさなければならぬ。
Verification Procedure 確認手続き	Land Use <ul style="list-style-type: none"> ▪ FDS (SFM) verifies Social Baseline Survey (SBS) results are incorporated in the FMP. ▪ FDS certifies and approved area proposed for Community Area in the Forest management Plan (FMP). ▪ FDS verifies area zone as Community Area mapped in the FMP and excluded from harvesting activity. 	土地利用 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 森林局持続可能経営部は、社会的ベースライン調査の結果が森林利用計画に含まれているか確認する。 ▪ 森林局と森林利用計画において、コミュニティーエリアとして提出されたエリアを確認し承認する。 ▪ 森林局は森林利用計画において、コミュニティーエリアとして地図に示されたエリアの伐採活動対象地からの除外を確認する。

【証明書及び手続書類】

その他の利用者の権利を確保するために要する書類は次の表の通りである。

表 4.1.a34 先住民の権利に係る確認手続き

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Community benefits and rights to occupy and use コミュニティの占有及び利用に係る利益と権利	Community Area Zoned in FMP 森林経営計画におけるコミュニティゾーンの設定	Licensee ライセンス所持者	Forest Department 森林局
※Table 16 ※表 16	Social baseline survey report 社会的ベースライン調査報告書	SFMLA/ LTL holder or appointed consultant. 持続可能森林経営協定締結者または指名を受けたコンサルタント	Forest Department 森林局
	Record of consultation with community コミュニティとのコンサルタント記録	Licensee ライセンス所持者	Forest Department 森林局
Users' Right by Natives 先住民による利用権	Land Inquiry Report 土地調査報告書	Licensee ライセンス所持者	Land Survey Department 土地測量局
※Table 17 ※表 17	Form IIA License IIA 様式ライセンス	District Forestry Officer 営林署長	Licensee ライセンス所持者

4.1.a.2.2 加工流通部門における運用

木材合法性保証システムの基準5及び基準6は、加工流通部門に係るものである。

(1) 基準5 工場の操業

基準5は工場の操業に係る基準である。次の表に示す二つの標準により構成されている。

- 工場ライセンスの発行更新及び書替並びに操業条件
- 労働者の安全衛生

①工場ライセンスの発行更新及び書替並びに操業条件

サバ州で木材加工工場を操業するためには、森林局が発行した工場ライセンスが必要である。

工場ライセンスが必要な木材加工工場は、所在地を管轄する営林署長に2012年サバ州木材産業ライセンスガイドライン第2版⁸の規定に基く申請書により同ライセンスを申請する。

申請書を受領した営林署長は、工場の現地と工場ライセンスの申請手続に係る法令遵守を確認し、森林局長に調査結果及び推奨事項を報告する。

森林局長は、営林局長から受領した調査結果及び推奨事項を確認し、ライセンス発行の可否を判断する。森林局長はライセンス発行を承認したときは、規定の手数料及びバラ

⁸ Sabah Forestry Department, "The Licensing Guideline for Wood-based Industry in Sabah (version 2)", 2012

イセンス契約内容（日常の木材入荷及び加工する木材の移動管理、月別工場生産報告書及び工場ライセンス契約条項）を決定し、承認通知書を発行し、営林署長にこれらを送付する。森林局長からの承認通知書を受領した営林署長は、工場ライセンス申請者に規定の手数料及びライセンス契約内容を通知する。

営林署長から通知を受領した工場ライセンス申請者は、年間工場ライセンス手数料及びその他手数料を営林局に納付する。

営林局は、工場ライセンス申請者による年間工場ライセンス手数料及びその他手数料の納付を確認した後、工場ライセンスを木材加工業者に発行する。工場ライセンス申請者は、営林署が発行した工場ライセンスを受領した後に工場を稼働できる。

工場操業中は木材加工工場に月別工場生産報告書及び丸太入荷記録台帳の更新分の提出を含む工場ライセンス契約条項の遵守が義務づけられる。営林署長は、木材加工工場に対して、毎月、丸太入荷台帳を含む工場操業を監督するための調査を実施する。

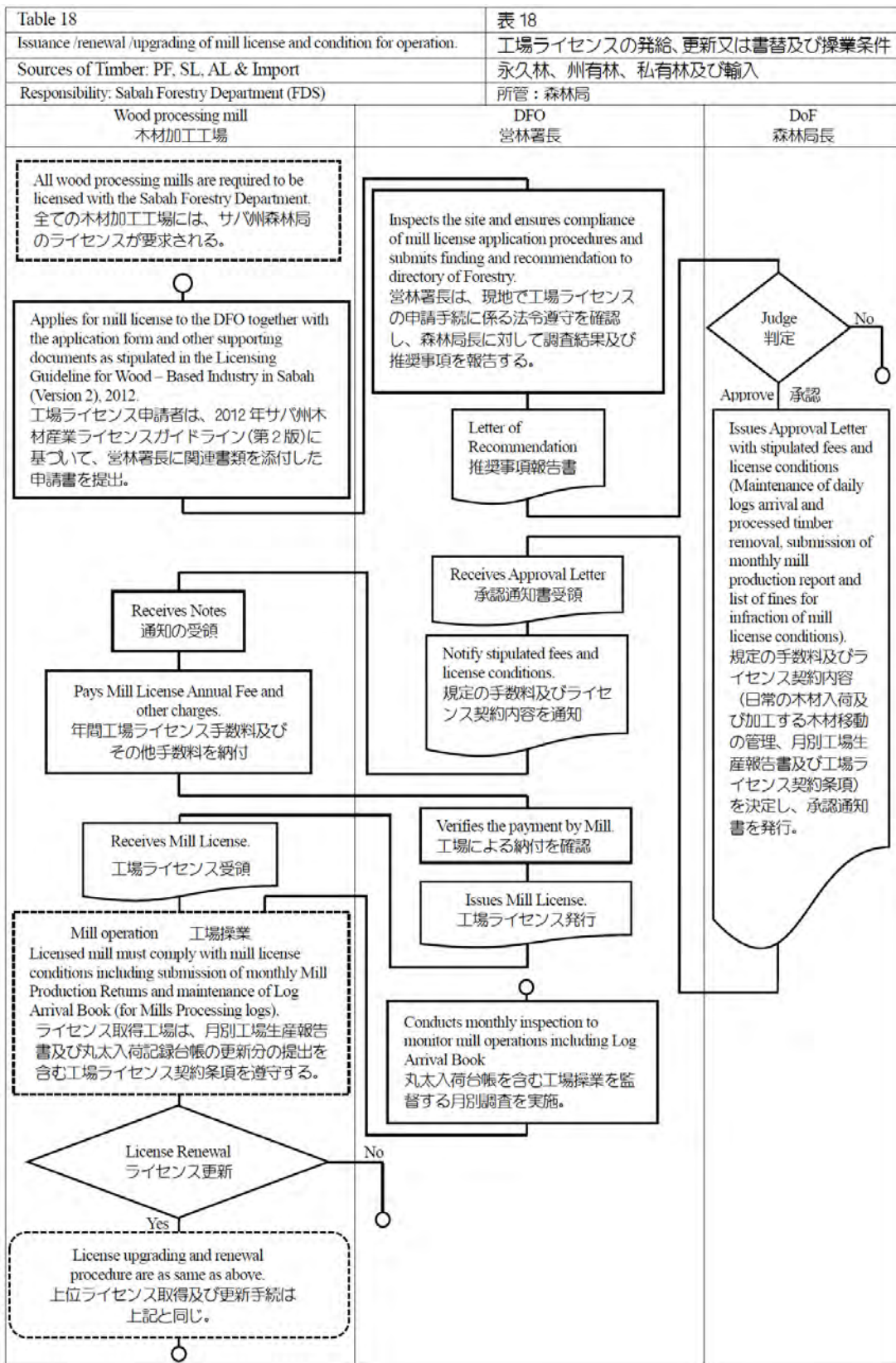
【証明書及び手続書類】

工場の操業手続きに要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a35 工場の操業手続きに要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Issuance /renewal /upgrading of mill license and conditions for operation. 工場ライセンスの発行、更新及びアップグレード並びに操業条件	Mill license Application and supporting documents. 工場ライセンス申請書及び添付書類	Wood processing mill 木材加工工場	District Forestry officer 営林署長
	Letter of Recommendation 推奨事項報告書	District Forestry officer 営林署長	Director of Forestry 森林局長
	Approval Letter with stipulated fees and license conditions. 承認書並びに規定手数料及びライセンス条件通知文書	Director of Forestry 森林局長	District Forestry officer 営林署長
	Notify stipulated fees and license conditions 規定料金及びライセンス条件通知文書	District Forestry officer 営林署長	Wood processing mill 木材加工工場
	Mill License 工場ライセンス	District Forestry officer 営林署長	Wood processing mill 木材加工工場
	Monthly Mill Production Return 月別工場生産報告書	Wood processing mill 木材加工工場	District Forestry officer 営林署長
※ Table 18 ※表 18	Log Arrival Book 丸太入荷記録台帳	Wood processing mill 木材加工工場	District Forestry officer 営林署長
Worker safety and health 労働者の安全・衛生	Records of work instructions, training, insurance and accidents. 労働者の初任者研修、訓練、付保及び事故に係る記録	Wood processing mill 木材加工工場	
	Letter of Warning, Notice of Improvement and Notice of Prohibition. 警告書、改善通告及び禁止通告	Department of Occupation Safety and Health 職業安全衛生省	Wood processing mill 木材加工工場
	Audit Report 監査報告書	Department of Occupation Safety and Health 職業安全衛生省	Wood processing mill 木材加工工場
	SOC'SO investigation accident and inspection reports 社会保険機構事故調査報告書	Wood processing mill 木材加工工場	Social Security Organization 社会保険機構
	※ Table 19 ※表 19	DOL inspection report 労働省調査報告書	Department of Labor 労働省

資料・監修：サバ州森林局



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a26 工場ライセンス発行手続き

②労働者の安全衛生

A. 雇用者の義務

雇用者には、次の義務が課せられている。

- 全労働者に係る保険料又は負担金を支払う。
- 労働者の安全対策や身体保護具装着の適切な訓練を提供する。
- 職業安全衛生局又は森林局が指定する安全対策措置を実施し、これらの局の検査を受ける。
- 職業安全衛生局又は労働局から報告書の提出を求められたときは、速やかに応ずる。
- 雇用に係る事故が生じたときは、社会保障機構、職業安全衛生局及び労働局に速やかに報告する。
- 社会保障機構に納付する負担金の台帳を毎月作成する。
- 安全衛生に係る労働者訓練記録を作成し、実施した訓練の内容、参加者、認証の有無などを記載する。

B. 職業安全衛生局の確認手続き

職業安全衛生局は15か月ごとに工場の検査を実施し、雇用者に検査報告書を提供する。同局がこの検査で違反事項が検出されたときは、違反の程度により、警告書、改善通告書又は禁止通告を雇用者に通告する。違反の通告を受けた雇用者は、改善措置を講ずる。同局はこの改善措置の履行による違反事項の解消を追加検査により確認し、違反事項が解消したと認められるときは、通告を取り消す。

C. 社会保障機構の確認手続き

雇用者が州政府に登録した全ての従業員に係る保険負担金の支払いを定める1969年従業員保障法の要求事項の遵守を確保するために、定期検査を実施する。

工場において事故が発生したときは、その事故内容に応じて直ちに調査を実施する。

サービス請負契約により雇用しているマレーシア国民及び永住者への社会保障の付保を確保する。すなわち同機構は、労働災害保険制度により、雇用期間中の事故及び職業病の全てを保障する。社会保障機構は、従業員の雇用時における事故及び職業病について、雇用者からの報告を受理する。

社会保障機構は、雇用者からの事故報告を受けた後に1969年従業員保障法が規定している必要な対応の要件の一つである調査を必ず行う。

D. 労働局の確認手続き

労働局は、1952年労働者保障法に基づき雇用者が雇用した外国人労働者に対し必ず付保するように指導・監督する。同局は、労働災害又は事故の原因を究明し、怪我をした労働者の有無、1952年労働者保障法により支払われるべき保証金の支払い状況などの取り調べを行う。

(2) 基準6 貿易及び通関

基準6の構成は次の表のとおりである。

表 4.1.a36 基準6の構成

標 準	区 分
①輸出規制	A.年間輸出ライセンスの発行 B.輸出手続き
②輸入規制	
③輸入した丸太、製材品及び単板の輸送	
④サラワク州産材の取扱い	

① 輸出規制

A. 年間輸出ライセンスの発行

木材及び木材製品を輸出するためには、年間輸出ライセンスが必要である。木材及び木材製品を輸出しようとする企業又は個人は、輸出業務実施企業として森林局の登録を受けた後に、森林局長が発行する年間輸出ライセンスを営林署に申請する。

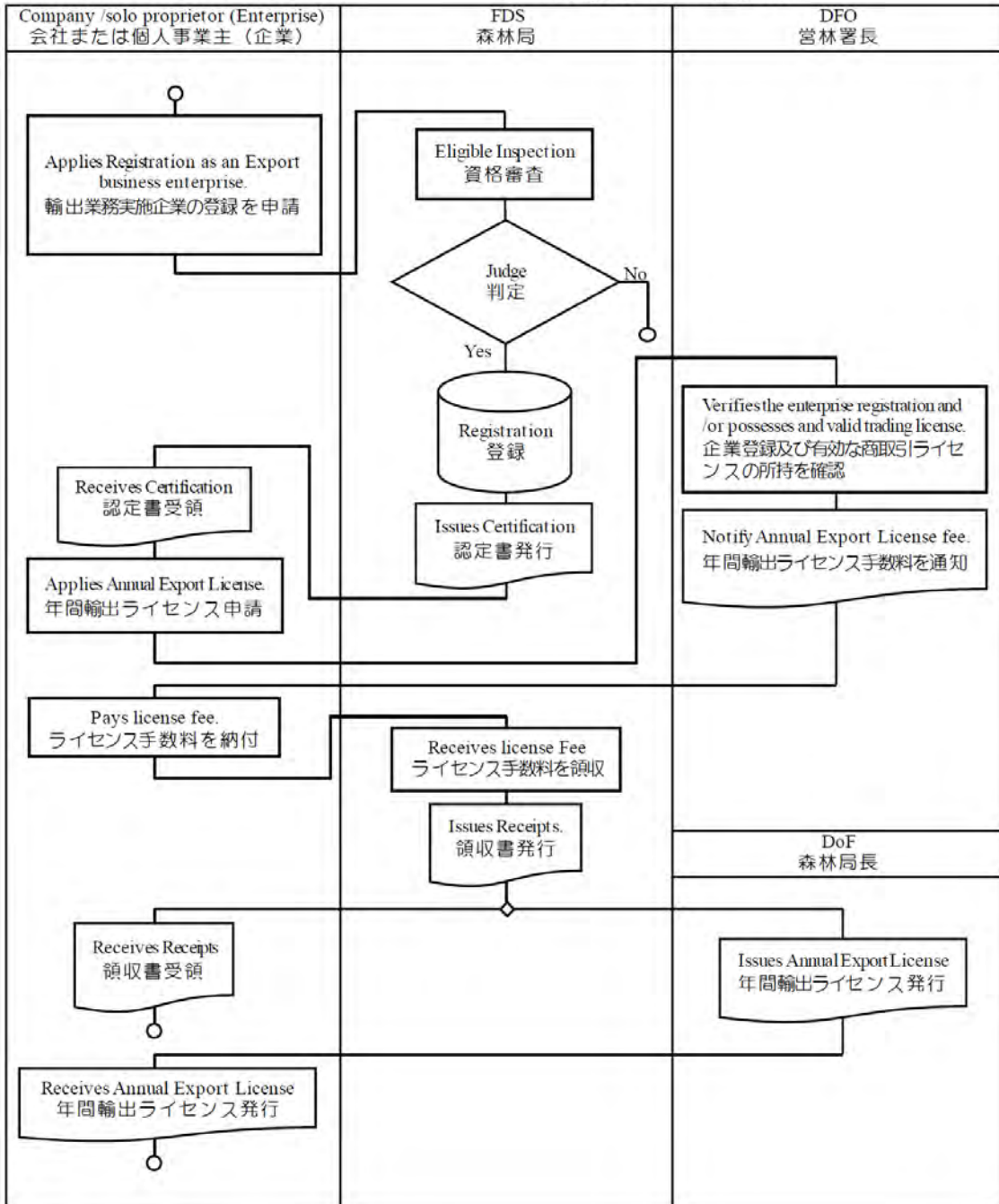
年間輸出ライセンスの申請を受けた営林署長は、申請者の企業登録及び有効な商取引ライセンスの所持を確認し、年間輸出ライセンス手数料を申請者に通知する。森林局はこの手数料の納付を確認し、森林局長は年間輸出ライセンスを発行する。

なお、かつては、サバ州から木材を輸出するために、森林局が発行する輸出ライセンスと MTIB（マレーシア木材産業庁）が発行する輸出ライセンスが必要であったが、2017年6月からMTIB輸出ライセンスが廃止された。サバ州森林局は、MTIBの輸出ライセンス廃止に伴い、木材取引の混乱を回避するために「輸出ライセンス有効期限証明書」を発行して企業が所持していたMTIBライセンスと現在有効な森林局の輸出ライセンスとの整合性を確保している（図4.1.9参照）。

Table 20	表 20
Export Regulations	輸出規制
Sources of Timber: PF, SL, AL& Import	永久林、州有林、私有林及び輸入
Responsibility: Sabah Forestry Department (SFD) Royal Malaysian Customs (RMC)	所管：森林局 マレーシア王国税関

1. Issuance of an Annual Export License

1. 年間輸出ライセンスの発行



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a27 輸出規制